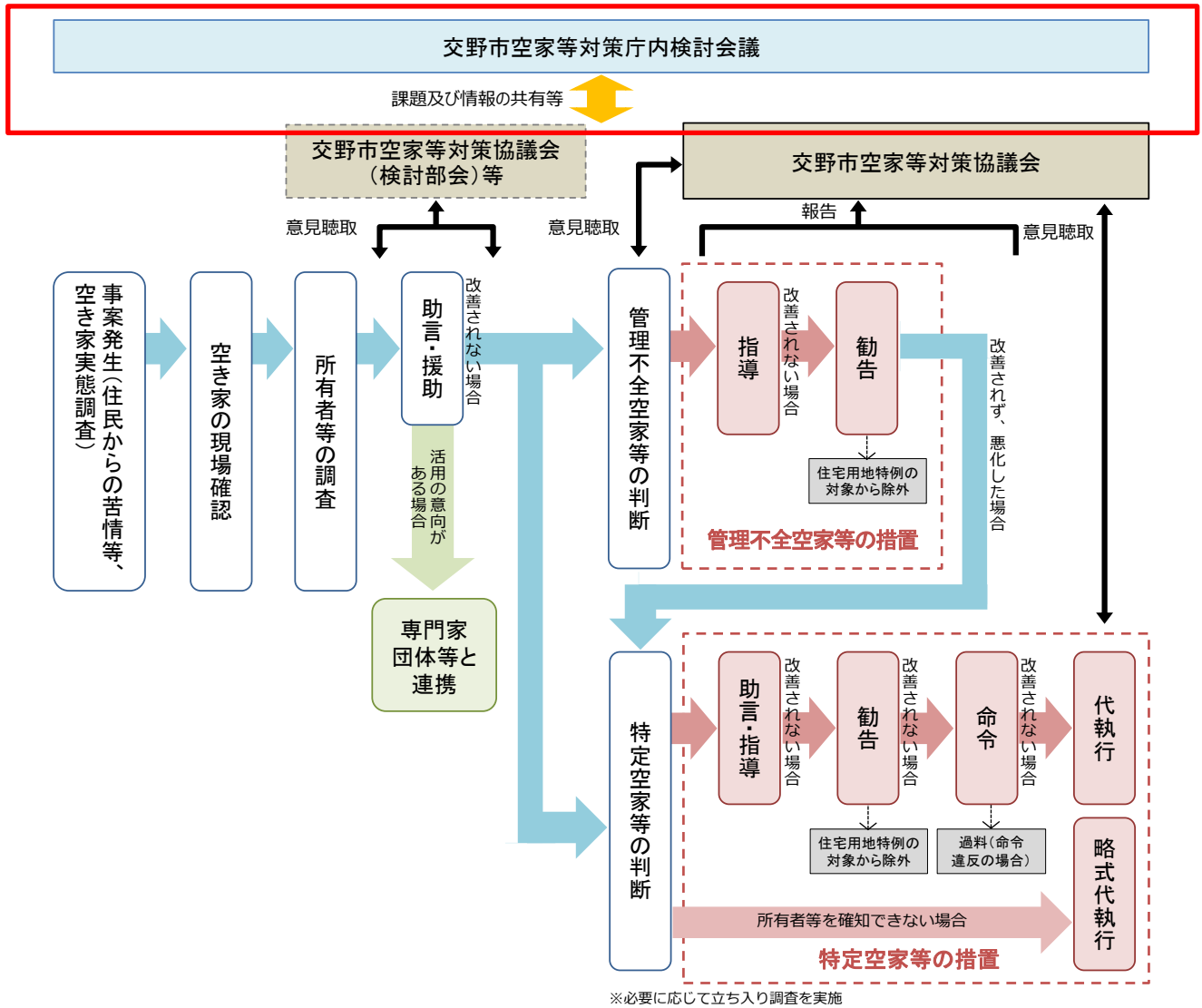


空家特措法改正等に伴う修正点

図表 4.10 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の流れ（概要）



5. 空き家対策の推進体制

(1) 住民等からの相談への対応

本市では、空き家の所有者等や地域住民からの相談を受け付ける相談窓口を都市まちづくり課内に設置しています。

空き家の所有者等や地域住民から空き家に関する相談が寄せられた場合は、都市まちづくり課が相談内容の聞き取りを行い、相談内容について整理した後、空き家がもたらす問題に関する相談については、当該内容を所管する関係部署と連携して対応します。

また、空き家の売却・賃貸・管理に関する相談や法律相談など、それぞれの専門家による回答が適切な場合については、大阪の住まい活性化フォーラムや空き家に関する連携協定を締結している専門家団体等と連携して対応します。

専門家団体との連携・情報の共有を強化し、相談者にとって最適なアドバイスを提供していくため、空き家相談窓口の市職員が丁寧な聞き取りを行い、相談内容に沿った、地域の特性に応じた、的確な支援のできる体制の充実を図ります。

図表 5.1 空き家に関する相談体制

<u>空き家に関する市の相談窓口</u> 交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課 TEL:072-892-0121(代)	
<u>伝統的民家の空き家に関する相談窓口</u> 交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課 TEL:072-892-0121(代)	
<u>インスペクション、耐震、リフォーム等に関する相談窓口</u> 大阪の住まい活性化フォーラム※	追加
<u>空き家も含め、不動産全般に係る問題や賃貸・売却契約に関する相談窓口</u> 公益社団法人 全日本不動産協会大阪府本部 TEL:06-6947-0341 大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部 TEL:072-833-1119	
<u>空き家のほか、住宅の相続や贈与に関する相談窓口</u> りそな銀行 枚方支店 TEL:072-846-2221 関西みらい銀行 交野支店 TEL:072-891-5721 枚方信用金庫 交野支店 TEL:072-891-0131(代) フリーダイヤル 0120-889-200 京都信用金庫 交野支店 TEL:072-893-1881 京都銀行 交野支店 TEL:072-895-6711 池田泉州銀行 交野支店 TEL:072-893-2091	
<u>空き家の管理に関する相談窓口</u> NPO法人 空家・空地管理センター TEL:0120-336-366 Mail: contact@akiya-akichi.or.jp	
<u>空き家に係る見回り点検や除草・掃除等に関する相談窓口</u> 公益社団法人 交野市シルバー人材センター TEL:072-893-0430	

※：大阪の住まい活性化フォーラム「空き家・住まいの相談窓口」は関連施策③（63ページ）参照

■ 交野市空家等対策協議会条例

空家特措法改正
条の繰り下がりにより

平成 30 年 7 月 10 日 制定
令和 5 年 12 月 22 日 一部改正
令和 6 年 3 月 27 日 一部改正

部署名の
変更によ

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）
第 8 条第 1 項の規定に基づき、交野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 法第 7 条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、市長及び委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域住民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、都市まちづくり部において処理する。

(委任)

■ 空き家対策の庁内実施体制

空家特措法改正
条の繰り下がりにより

① 交野市空家等対策庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 ~~空家等対策~~の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)

第7条に規定する空家等対策計画(以下「計画」という。)の策定を円滑かつ適正に進めるとともに計画策定後の空家等対策を実効性のあるものとするため、庁内での情報共有及び具体的な施策を検討することを目的として、交野市空家等対策庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 空家等に関する課題及び情報の共有に関すること。
- (2) 空家等の適正管理及び活用の推進に関すること。
- (3) 計画についての検討に関すること。
- (4) 計画に基づく各種施策の検討、推進に関すること。
- (5) その他空家等対策に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は都市まちづくり部長をもって充て、副会長は環境部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議等)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、都市まちづくり課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

改正(別表) 令和4年9月15日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

別表（第3条関係）

交野市空家等対策庁内検討会委員

委員長	都市まちづくり部長
副委員長	環境部長
委員	危機管理室課長
〃	地域振興課長
〃	秘書政策課長
〃	税務室課長（固定資産税担当）
〃	高齢介護課長
〃	環境衛生課長
〃	環境事業課長
〃	開発調整課長
〃	道路河川課長
〃	社会教育課長（文化財担当）
〃	消防本部予防課長

情報共有や具体的な
施策検討を図るため追加

② 庁内の組織体制及び役割

課 名	役 割
都市まちづくり課	空き家の調査、適切な管理の促進、利活用促進、除却促進、措置及び対処の実施、対策計画の策定、空家等対策協議会及び空家等対策庁内検討会議の運営、関係機関・団体との連絡調整、空き家の相談窓口、その他空き家施策に関すること
危機管理室	防犯対策、災害における応急対応等に関すること
地域振興課	地区との連携、空き店舗等の活用等に関すること
秘書政策課	基本構想等各種計画との調整、庁内組織の調整等に関すること
税務室	固定資産税課税台帳の閲覧、住宅用地特例除外の適用等に関すること
高齢介護課	福祉分野との連携、終活等に関すること
環境衛生課	空き家におけるそ族衛生害虫の駆除・相談、環境衛生の相談等に関すること
環境事業課	家財整理、家庭ごみの処理等に関すること
開発調整課	開発指導、建築物等に関すること
道路河川課	道路、河川管理上で支障のある空き家の把握等に関すること
社会教育課	文化財保存・活用等との連携に関すること
消防本部	火災予防、災害における応急対応等に関すること

役割を追加